

令和 7 年度放課後児童クラブ利用について (児童センターで実施の児童クラブ)

保存版

	項 目	放課後児童クラブ	(参考) 自由来館利用
1	利用できる方	1 年生から 6 年生までの登録児童。 (緊急の場合(入院等)は、短期間の利用も可能です。)	0～18 歳まで対象児童。 - 登録の必要はありません。怪我等で連絡が取れるよう連絡票の提出が必要です。 2 以降は小学生対象となります。
2	利用可能日	月曜から金曜日	
3	平日の利用時間	授業終了後～午後 6 時まで ※午後 5 時(11～2 月は午後 4 時 30 分)以降は迎えが必要。(各小学校の下校時間にあわせて異なる場合があります。) ※午後 7 時まで利用できます。(別途加算) 午後 6 時を超えた場合、回数に関わらず申請が必要となります。	3 月～10 月 授業終了後～午後 4 時 30 分まで 11 月～ 2 月 授業終了後～午後 4 時まで
4	利用料金	月額 3,000 円 ◇延長利用(午後 6 時以降)の場合 月額 1,000 円(別途加算)	なし ◇午後 4 時 30 分(冬季: 4 時)から 6 時まで利用する場合(一時: 有料)
5	土曜日	- 対象児童: ①土曜登録: 就労等により留守家庭となる小学生児童。 ※土曜勤務が記載された就労証明書が必要となります。 ②一時利用: 一時的に留守家庭となる小学生児童。 ※利用は、定員の空き状況により受入れとなります。 - 午前 8 時から午後 5 時まで。(増田、増田西、那智が丘児童センターで受入れ) - 別途利用申請が必要 日額 500 円	
6	長期休業 振替休業 一時利用	午前 8 時から午後 6 時まで利用可	- 午前 9 時から利用可(昼食不可)。 【事前利用申請(有料)が必要な場合】 ◇午前 8 時から午後 6 時まで利用する場合(長期・振替) ◇昼食を児童センターで食べる場合 ◇一時利用の場合事前利用申請が必要です。(日額 500 円)授業終了後から午後 6 時まで ※注 長期休業利用は、就労証明書の提出が必要です。 ※注 長期休業受入れ期間開始以降のキャンセルはできません。
7	専用区画	放課後児童クラブ専用スペースがあります。	共有スペースでの利用
8	地域活動クラブ等の年会費等	各放課後児童クラブによって金額が異なります。	なし

9	学校からの 直接利用	・利用できます。	
10	出欠の確認	・来館時所定の場所でチェックし、職員が確認します。 ・欠席と早退時等保護者からの連絡が必要です。	・来館時名簿等へ氏名を記入して利用します。（自由来館の場合、利用について児童センターへの連絡は不要です。）
11	行事の参加	・登録児童対象の行事があります。（各クラブで異なります。）	・登録児童の行事以外は参加できません。
12	習い事	・放課後学校から直接習い事に行き、午後5時（11月～2月は午後4時30分）まで来館の場合は、利用できます。 ・上記の時間を過ぎた場合は、大人の方の送りが必要。	
		・放課後児童クラブを利用してから習い事に行った場合は、<u>習い事終了後からの利用は基本的にできません。</u>（中抜け）	
13	かばん・くつ置き場	・個別用あり（児童クラブにより異なります。）	・所定の場所で自由に利用できます。
14	一斉下校時の利用について	・利用できます。 ＜感染症による場合は利用できません。＞	
15	集団下校時（訓練含）の利用について	・利用できます。 ＜希望があれば兄弟も利用できます。＞	・<u>利用できません。</u> ＜訓練後は利用できます。＞
16	引き渡し時の利用について	・<u>利用できません。</u> ＜訓練後は利用できます＞	
17	災害や感染症による休校日の利用について	・災害の場合（台風・大雪等） 保護者等の送迎が可能で、直接、職員に引き渡しの場合利用できます。ただし、大規模災害等の場合はこの限りではありません。 ・感染症の場合（学級閉鎖のクラス対象） <u>利用できません。</u>	・<u>利用できません。</u>
18	登校時間が遅い場合（災害や感染症等）	・登校前は<u>利用できません。</u>	
19	新1年生の4月1日からの利用について	・利用できます。	・利用できますが、別途、長期（学年始）休業の事前利用申請（有料）が必要です。 ・通常利用は、給食開始からになります。（土曜日一時利用も含む）

